

(12) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

- ・平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を知っていますか、という質問について、よく知っている2.6%、多少は知っている14.1%、あまり知らない30.2%、知らない50.2%、不明(無記入)3.0%でした。よく知っている・多少は知っているの割合は「同和対策審議会答申」と同じくらいですが、知らないとする人は半数で「同和対策審議会答申」より多くなっています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加したことがない人で知らないが多く、1~2回ではあまり知らない、3~4回で多少は知っている、10回以上でよく知っているが多くなっています。
- ・公務員と教職員でよく知っているが多く、企業の正社員と学生で知らないが多くなっています。

(13) 現在なお部落差別が存在する理由

- ・現在なお部落問題は存在するのはなぜだと思ふかという質問について、昔からある偏見や、差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから53.2%、部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから36.5%、落書きや、インターネット上などで差別意識を助長する人がいるから18.8%、教育や啓発が十分でなかったから16.6%、えせ同和行為などにより「同和問題は怖い」と思うから15.8%、同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから12.5%、地域社会や家庭で話題になるから8.0%、部落差別はもはや存在しない6.2%、わからない14.2%、その他4.6%、特に無い3.5%、不明3.7%となっています。昔からある偏見や、差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから、部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるからが多いです。
- ・不明を除き、全国調査と比較すると、知識がなく無関心が37.9%(全国34.6%)、えせ同和行為により「同和問題は怖い」と思う16.4%(14.2%)がやや多いですが、教育啓発が教育や啓発が十分でなかったから17.3%(25.5%)は少なくなっています。
- ・同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから、えせ同和行為などにより「同和問題は怖い」と思うからは男性で多くなっています。
- ・落書きや、インターネット上などで差別意識を助長する人がいるからは40歳代、30歳代、20歳代で多くなっています。昔からある偏見や、差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いからは60歳代、50歳代で多く、地域社会や家庭で話題になるからは20歳代と60歳代で多くなっています。同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いからは60歳代で多く、30歳代、20歳代では少なくなっています。えせ同和行為などにより「同和問題は怖い」と思うからは60歳代で多く、20歳代では少なくなっています。部落差別はもはや存在しないは70歳以上で多く、40歳代、50歳代では少なくなっています。

(14) 同和問題を解消するために

- ・同和問題を解消するために、今後どうすれば良いと思いますかという質問について、人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚するべき49.6%、行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制充実などの施策を講ずべき24.3%、特別なことをする必要はない、自然消滅を待つべき21.0%、えせ同和行為をする人を処罰するべき17.0%、インターネットにおける差別的な書き込みをする人を処罰するべき14.8%、差別する人や差別を助長する人を処罰するべき12.0%、わからない15.0%、特に無い4.1%、その他3.2%、不明3.8%となっています。人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚するべきや、行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制充実などの施策を講ずべきとする意見が多いですが、特別なことをする必要はない、自然消滅を待つべきという意見が2割あります。
- ・不明を除き、全国調査と比較すると、行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき25.3%(全国40.8%)と少なく、えせ同和行為をする人を処罰するべき17.7%(12.6%)が少し多くなっています。
- ・えせ同和行為をする人を処罰するべきは男性で多くなっています。
- ・特別なことをする必要はない、自然消滅を待つべきは70歳以上で多く、30歳代、40歳代で少なくなっています。インターネットにおける差別的な書き込みをする人を処罰するべきは40歳代、30歳代で多く、70歳以上で少なくなっています。えせ同和行為をする人を処罰するべきは60歳代で多くなっています。差別する人や差別を助長する人を処罰するべきは40歳代、30歳代で多く70歳以上で少なくなっています。
- ・人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚するべき、行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべきは教職員で多く、特別なことをする必要はない、自然消滅を待つべきは自営業で多く教職員で少なくなっています。インターネットにおける差別的な書き込みをする人を処罰するべきは教職員、公務員で多く、自営業、無職で少なく、えせ同和行為をする人を処罰するべきは公務員で多く、家事専業で少なくなっています。差別する人や差別を助長する人を処罰するべきは教職員、企業の正社員で多く、家事専業、無職で少なくなっています。

9、その他の人権問題

(1)外国人の人権

・日本に居住している外国人に関する事で、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、風習や習慣等の理解が足りないこと25.5%(前回24.4%)、差別的な言動をされること23.5%(13.5%)、就職・職場で不利な扱いを受けること22.4%(23.5%)、職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること20.6%(16.9%)、結婚問題で周囲の反対を受けること17.3%(19.4%)、アパート等への入居を拒否されること15.7%(16.5%)、じろじろ見られたり避けられたりすること14.9%(14.6%)、宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること4.5%(3.9%)、その他1.4%(1.1%)、特になし13.8%(16.6%)、わからない24.5%(26.7%)、不明(無記入)4.6%(3.7%)となっています。

・不明(無記入)を除いて全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)と比べると、風習や習慣等の理解が足りないこと26.7%(全国41.3%)、就職・職場で不利な扱いを受けること23.5%(全国30.9%)が少なく、結婚問題で周囲の反対を受けること18.1%(全国14.7%)が多いようです。

・結婚への反対は男性で多くなっています。性別ではその他に有意な差はありません。

・職場・学校での嫌がらせでは、30歳代・40歳代で多く、差別的な言動は40歳代・50歳代で多くなっています。アパートなどへの入居の拒否は50歳代で多く、習慣や風習への理解が足りないは50歳代で多くなっています。じろじろ見られたり避けられたりするは20歳代、30歳代で多くなっています。

・職場・学校での嫌がらせは企業の正社員と公務員、教職員で多く、就職・職場での不利な扱いは企業の正社員と教職員で多く、差別的な言動は公務員、教職員で多く、アパートなどへの入居の拒否は公務員で多くなっています。習慣や風習への理解が足りないは教職員で多くなっています。

(2)エイズ患者・HIV感染者の人権問題

・あなたは、エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、結婚問題で周囲の反対を受けること52.0%(前回25.9%)、就職・職場で不利な扱いを受けること29.2%(10.4%)、差別的な言動をされること26.9%(9.6%)、治療や入院を断られること15.6%(5.4%)、宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を拒否されること8.2%(3.2%)、無断でエイズ検査等をされること8.1%(2.1%)、アパート等への入居を拒否されること7.6%(1.5%)、その他0.7%(0.4%)、特になし7.3%(6.7%)、わからない31.2%(31.8%)、不明(無記入)3.9%(3.1%)となっています。結婚問題で周囲の反対を受ける、就職・職場での不利な扱い、差別的言動が多いです。

・前回調査は一つだけえらんでください、今回はいくつでも選んでくださいとしたため、比較は難しいですが、順位などは変わっていません。

・不明(無記入)を除いて、全国調査(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)と比較しますと、結婚問題で周囲の反対を受けること54.1%(全国48.9%)が多く、差別的な言動をされること28.0%(全国37.7%)が少ないようです。

・性別で有意な差がある項目はありませんでした。

・結婚への反対は40歳代・50歳代で多く、就職・職場での不利な扱いは50歳代、60歳代で多くなっています。治療・入院拒否、無断で検査は50歳代で多く、差別的言動は20歳代、30歳代、50歳代で多くなっています。

・結婚への反対、就職・職場での不利な扱いは教職員、臨時・パート・アルバイトで多く、治療・入院拒否は契約・派遣社員、公務員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。差別的言動は公務員、教職員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。

(3)ハンセン病患者・回復者や家族の人権

・あなたはハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、わからない38.2%(前回40.2%)が最も多くなっています。結婚問題で周囲の反対を受けること32.6%(9.1%)、ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと26.3%(13.9%)、職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること23.8%(5.3%)、差別的な言動をされること21.4%(4.9%)、就職・職場で不利な扱いを受けること21.0%(4.3%)、じろじろ見られたり、避けられたりすること18.2%(6.4%)、治療や入院を断られること8.7%(1.3%)、アパート等への入居を拒否されること7.8%(1.1%)、宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること7.3%(2.5%)、その他1.0%(0.6%)、特になし8.1%(7.9%)、不明(無記入)4.4%(2.6%)となっています。結婚問題で周囲の反対を受けること、病療養所での自立生活が困難なこと、職場・学校で嫌がらせやいじめを受けること、差別的な言動をされることが多いです。前回調査は単一選択だった

たので比較は難しいです。

・不明(無記入)を除いて全国と比べると、結婚問題で周囲の反対を受けること34.1%(全国28.2%)が多く、ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと27.5%(全国31.7%)、就職・職場で不利な扱いを受けること22.0%(全国27.0%)、差別的な言動をされること22.4%(全国29.0%)は少ないようです。

・性別で有意差のある項目はありません。

・年齢別では、職場・学校での嫌がらせが50歳代で、結婚の反対が50歳代・60歳代で多くなっています。職場での不利な扱い、治療入院の拒否が50歳代で多く、療養所外での自立生活困難が50歳代で多く30歳代で少なくなっています。差別的言動は40歳代で、アパート等への入居の拒否は50歳代で、宿泊・入店・施設利用の拒否は60歳代で多くなっています。じろじろ見られたり、避けられたりすることは50歳代、60歳代で多くなっています。

・職場・学校での嫌がらせが公務員、臨時・パート・アルバイトで多く、結婚の反対が教職員で、就職・職場での不利な扱い、治療・入院拒否が臨時・パート・アルバイトで多くなっています。療養所外での自立生活が困難は教職員、契約・派遣社員で多く、差別的言動は教職員、公務員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。アパート等への入居の拒否、宿泊・入店・施設利用の拒否は教職員で多くなっています。じろじろ見られたり、避けられたりすることは臨時・パート・アルバイトで多くなっています。

(4) 犯罪被害者の人権

・犯罪被害者やその家族等に関する事で、現在、どのような人権問題があると思われますか、次の中からいくつかも選んでくださいという質問について、犯罪行為によって精神的なショックを受けること61.5%(前回61.4%)、事件について周囲でうわさ話をされること59.0%(59.7%)、報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること56.1%(56.9%)、犯罪行為によって経済的負担を受けること38.4%(35.0%)、捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること37.0%(37.6%)、警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと35.1%(39.2%)、刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと30.2%(32.1%)、その他1.4%(0.8%)、特にない4.1%(3.2%)、わからない13.3%(13.9%)、不明(無記入)3.7%(2.2%)となっています。精神的ショック、周囲でうわさ話、報道によるプライバシーの侵害などが多くなっています。

・前回と大きな差はありませんが、警察に相談しても期待どおりの結果が得られないことは少し減っています。

・不明(無記入)を除いて全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成24年8月調査)と比べると、犯罪行為によって精神的なショックを受けること63.8%(全国59.3%)、犯罪行為によって経済的負担を受けること39.9%(33.0%)がやや多く、警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと36.4%(46.5%)は少なくなっています。

・精神的なショック、うわさ話、警察に相談しても結果が得られない、捜査における精神的負担、報道によるプライバシーの公表は女性で多くなっています。

・精神的なショック、うわさ話をされるは20歳代、30歳代、40歳代、50歳代で多く、経済的負担は40歳代で多くなっています。警察に相談しても結果が得られないのは30歳代、40歳代で多く、捜査における精神的負担は40歳代、30歳代、50歳代で多くなっています。被害者の声が反映されないのは50歳代、40歳代で多く、報道によるプライバシーの公表は30歳代、40歳代、50歳代で多くなっています。

・精神的なショックは公務員、企業の正社員、契約・派遣社員、臨時・パート・アルバイトで多く、経済的負担は公務員で多くなっています。うわさ話は企業の正社員、臨時・パート・アルバイト、公務員、学生で多く、警察に相談しても結果が得られないのは企業の正社員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。捜査における精神的負担は企業の正社員、臨時・パート・アルバイト、公務員、教員で多く、被害者の声が反映されないのは企業の正社員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。報道によるプライバシーの公表は正社員、臨時・パート・アルバイト、公務員で多くなっています。

(5) インターネットによる人権問題

・インターネットによる人権侵害に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか、次の中からいくつかも選んでくださいという質問について、他人を誹謗(ひぼう)・中傷する表現を掲載すること68.6%(66.6%)、ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること49.7%(44.1%)、プライバシーに関する情報が掲載されること43.7%(44.8%)、他人に差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること43.1%(43.1%)、捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること27.6%(23.6%)、ネットポルノが存在していること22.3%(19.8%)、わからない15.6%(18.5%)、その他1.3%(1.3%)、特にない4.3%(3.2%)、不明(無記入)3.8%(2.7%)となっています。誹謗中傷する表現の掲載、SNSなどの交流が犯罪を誘発する

場となっていること、プライバシー情報が掲載されること、差別を助長する表現を掲載することが多いです。

- ・前回と比べると、犯罪を誘発する場となっているが多くなっています。
 - ・不明(無記入)を除いて全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)と比べると、他人を誹謗(ひぼう)・中傷する表現を掲載すること71.4%(全国62.9%)、差別を助長する表現を掲載すること44.8%(39.6%)が多く、捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること28.6%(全国32.0%)、ネットポルノが存在していること23.2%(全国30.0%)は少なくなっています。
 - ・捜査対象未成年者の実名掲載、ネットポルノ、プライバシー情報の掲載は女性で多くなっています。
- 誹謗・中傷する表現は40歳代、50歳代、30歳代、20歳代で多く、差別を助長する情報の掲載は50歳代、40歳代、30歳代で多くなっています。犯罪を誘発する場になっているのは20歳代、40歳代、50歳代で多くなっています。捜査対象未成年者の実名掲載は40歳代、50歳代、20歳代で多く、ネットポルノは30歳代、40歳代、プライバシー情報の掲載は30歳代、40歳代、50歳代、18～19歳で多くなっています。
- 誹謗・中傷する表現は企業の正社員、公務員、教職員、臨時・パート・アルバイト、契約・派遣社員、学生で多く、無職、家事専業、自営業で少なくなっています。差別を助長する情報の掲載は企業の正社員、臨時・パート・アルバイト、公務員、教職員で多く、犯罪を誘発する場は企業の正社員、公務員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。捜査対象未成年者の実名掲載は教職員、臨時・パート・アルバイト、公務員、企業の正社員、ネットポルノは教職員、企業の正社員、契約・派遣社員で多くなっています。プライバシー情報の掲載は企業の正社員、公務員、教職員で多くなっています。

(6)性的指向や性的違和に関する人権

- ・あなたは、LGBTなど、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性別違和(身体の性と心の性が一致しない者)に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、差別的な言動をされること43.8%(40.5%)、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること37.1%(34.8%)、じろじろ見られたり避けられたりすること26.0%(26.5%)、就職・職場で不利な扱いを受けること22.9%(23.0%)、アパート等の入居を拒否されること7.9%(5.8%)、宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を拒否されること5.5%(4.4%)、その他1.3%(0.8%)、特になし10.3%(9.4%)、わからない30.4%(34.1%)、不明(無記入)3.9%(2.8%)となっています。差別的な言動をされること、職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること、じろじろ見られたり、避けられたりすることが多いです。
- ・前回と比べると、差別的な言動をされること、職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けることが多くなっています。
 - ・全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)では、性的志向と性的違和別の質問になっています。今回調査と比べると、差別的な言動をされることについては今回調査45.6%(全国的指向49.0%・性的違和49.8%)の全国的指向・性的違和の両方より少し低くなっています。就職・職場で不利な扱いをされること23.8%(全国的指向29.1%・性的違和35.0%)と全国的指向・全国的違和の両方より低くなっています。じろじろ見られたり避けられたりすること27.1%(全国的指向31.7%・性的違和31.8%)と全国的指向・性的違和の両方より低くなっています。職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けることについては今回38.6%(全国的指向35.0%・性的違和45.7%)と全国的指向よりは高いものの全国的違和よりは低くなっています。
 - ・差別的言動、就職・職場での不利な扱いについて女性で多くなっています。
 - ・職場・学校での嫌がらせについて40歳代・30歳代・20歳代で多く、差別的言動について30歳代、40歳代、20歳代、50歳代で多くなっています。就職・職場での不利な扱いについて50歳代で多く、じろじろ見られたり避けられたりするのは30歳代、18～19歳で多くなっています。
 - ・職場・学校での嫌がらせについて、企業の正社員、公務員、臨時・パート・アルバイトで多く、差別的言動について、契約・派遣社員、公務員、教職員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。就職・職場での不利な扱いについて、公務員、契約・派遣社員で多く、じろじろ見られたり避けられたりするのは、企業の正社員、教職員で多くなっています。

(7)東日本震災被害者や福島原子力発電所事故被災者の人権

- ・東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題があると思うか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること43.4%(17.6%)、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待43.1%(51.4%)、差別的な言動をされること38.5%(23.4%)、学校、幼稚園等への入学や入園を拒否されること11.0%(9.4%)、アパート等の

入居を拒否されること9.6%(7.7%)、宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること5.6%(5.7%)、その他(1.7%)2.1%、特になし(7.4%)9.6%、わからない24.3%(26.7%)、不明(無記入)4.6%(3.9%)となっています。職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待、差別的な言動をされること、の順に多くなっています。

・前回と比較すると職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること、差別的な言動をされることが前回より増え、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待は減っています。

・不明(無記入)を除いて全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)と比べると、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること45.5%(全国29.6%)は高いですが、避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待45.2%(全国61.4%)は低くなっています。

・職場・学校での嫌がらせについて女性で多くなっています。

・職場・学校での嫌がらせについて60歳代で多く、差別的言動について30歳代で、避難生活ストレスによる虐待では60歳代で多くなっています。

・職場・学校での嫌がらせについて、臨時・パート・アルバイト、契約・派遣社員、家事専業で多くなっています。差別的言動について、契約・派遣社員、臨時・パート・アルバイト、教職員、公務員で多く、避難生活ストレスによる虐待は、公務員、契約・派遣社員、教職員で多くなっています。

10、人権同和教育・啓発活動

(1) 小学校での人権同和教育

・あなたは、学校で人権教育や同和問題についての教育を受けましたかという質問を、小学校・中学校・高等学校・大学(短大・高専を含む)について聞いています。それぞれの学校に行っていない人を除き、かなり学んだ、少し学んだをあわせると、小学校が52.0%(49.2%)、中学校では55.0%(53.4%)、高校43.7%(39.8%)、大学(短大・高専を含む)15.2%(14.2%)となっています。学校での人権同和教育については、性別・年齢・職業別で分析を行います。

・小学校では、かなり学んだ7.3(前回6.9%)、少しは学んだ44.7%(42.3%)、全く学んでいない35.1%(27.8%)、小学校に行っていない1.8%(14.6%)、不明(無記入)11.2%(8.4%)です。

・前回調査では教育歴を聞いていたので教育歴によって行っていないと判断しましたが、今回はこの回答のみによるものです。従って、行っていないとする人数が違ってきます。全く学んでいない35.1%(27.8%)が今回増えていることから小学校で学んでいない人は増えているものとみられます。

・20歳代から40歳代でかなり学んだが多く、50歳代で少し学んだ、60歳代以上で全く学んでないが多くなっています。

・企業の正社員、教職員でかなり学んだ、公務員、臨時・パート・アルバイトで少し学んだ、家事専業と無職で全く学んでないが多くなっています。

(2) 中学校での人権同和教育

・中学校では、かなり学んだ5.0%(前回6.3%)、少しは学んだ50.0%(47.1%)、全く学んでいない32.0%(24.8%)、中学校に行っていない2.0%(14.0%)、不明(無記入)11.1%(7.9%)です。ここでも全く学んでいないが増えています。

・18~19歳でかなり学んだが多く、20歳代・30歳代・40歳代でもかなり学んだが多くなっています。50歳代では少し学んだ、60歳代以上で全く学んでいないが多くなっています。

・企業の正社員で少し学んだ、公務員と教職員でかなり学んだ・少し学んだが多く、家事専業と無職で全く学んでいないが多くなっています。学生でかなり学んだが多くなっています。

(3) 高等学校での人権同和教育

・高等学校では、かなり学んだ3.3%(前回3.8%)、少しは学んだ40.4%(36.0%)、全く学んでいない36.8%(32.0%)、高等学校に行っていない6.3%(18.9%)、不明(無記入)13.2%(9.2%)です。少しは学んだ40.4%(36.0%)が増えています。全く学んでいない36.8%(32.0%)も増えています。

・18~19歳・20歳代でかなり学んだが多くなっています。30歳代・40歳代・50歳代では少し学んだ、60歳代以上で全く学んでいないが多くなっています。

・企業の正社員・契約派遣社員・公務員・臨時・パート・アルバイトで少し学んだ、教職員でかなり学んだ・少し学んだが多く、家事専業と無職で全く学んでいないが多くなっています。学生でかなり学んだが多くなっています。

(4) 大学・短大・高専での人権同和教育

- ・大学(短大・高専を含む)では、かなり学んだ2.5%(前回2.1%)、少しは学んだ12.7%(12.1%)、全く学んでいない25.2%(19.8%)、大学(短大・高専を含む)に行っていない35.8%(49.0%)、不明(無記入)23.8%(17.0%)です。全く学んでいないが前回より増えています。
- ・公務員・臨時・パート・アルバイト、学生で少し学んだが多くなっています。教職員でかなり学んだ・少し学んだが多くなっています。

(5) 広報紙の人権関連記事

- ・県や市町村が出している広報紙に人権や同和問題についての記事が掲載されることがあります。あなたはそのような記事を読んだことがありますかという質問について、読んだことがある63.8%(前回67.0%)、読んだことがない(または、そんな記事は見たことがない)26.5%(23.4%)、県や市町村の広報紙を見たことがない5.2%(5.6%)、不明(無記入)4.6%(3.9%)です。6割以上の方が読んだことがあるとしています。
- ・前回と比べると読んだことがあるが少し減って、読んだことがない(または、そんな記事は見たことがない)が少し増えています。
- ・60歳代をピークにほぼ年齢とともに読んだことがあるが多くなっています。ほぼ年齢とともに広報紙を見たことがないが減っています。
- ・人権課題の映画・テレビ・ラジオを視聴した人で読んだことがあるが多くなっています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加した人で読んだことが多くなっています。
- ・公務員・教職員と特に読んだことがあるが多く、臨時・パート・アルバイト・家事専業・その他でも読んだことがあるが多くなっています。企業の正社員と学生で読んだことがないが多くなっています。

(6) 人権関連の映画・テレビ・ラジオ

- ・人権や同和問題についての映画やビデオ、テレビ番組を見たり、ラジオ放送を聴いたりしたことがありますかについて、ある64.5%(前回68.1%)、ない32.2%(29.1%)、不明(無記入)3.4%(2.8%)です。
- ・前回と比較すると、あるが少し減っています。
- ・広報紙で人権関係の記事を読んだ人で人権や同和問題についての映画やビデオ、テレビ番組を見たり、ラジオ放送を聴いたりしたことがあるが多くなっています。読んだことがない人、広報紙を見たことがない人で視聴したことがないが多くなっています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加した回数が多いほど視聴したが多くなっています。

(7) 人権各課題についての講演会・研修・学習会

- ・これまでに、人権に関する講演会や研修・学習会等に何回くらい参加しましたかについて、1回もない46.9%(前回45.9%)、1~2回23.7%(22.7%)、3~4回10.5%(11.0%)、5~6回5.1%(5.1%)、7~9回1.5%(1.8%)、10回以上9.1%(10.9%)、不明(無記入)3.2%(2.7%)です。前回と比べ、大きな変化はありません。
- ・公務員、教職員で10回以上が多く、1回もないが少なくなっています。企業の正社員、無職で1回もないが多くなっています。家事専業で1~2回が多くなっています。
- ・人権や同和問題についての映画やビデオ、テレビ番組を見た人で人権に関する講演会や研修・学習会等に参加した人が多く、とくに10回以上参加した人が多くなっています。人権や同和問題についての映画やビデオ、テレビ番組を見てない人では人権に関する講演会や研修・学習会等に参加してない人が多くなっています。
- ・広報紙で人権関係の記事を読んだ人で参加した人が多く、人権関連記事を読んだことがない人・広報紙を見たことがない人で参加したことがないが多くなっています。
- ・高校で人権教育をかなり受けた人では人権に関する講演会や研修・学習会等に参加が多く、特に10回以上が多くなっています。全く学んでいない人ではいったことがないが多くなっています。

(8) 人権の大切さを知ってもらうための方法

- ・人権の大切さを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思いますか(または、あなたならどれが良いですか)、いくつかも選んでくださいという質問について、テレビ・ラジオを利用した啓発広報51.4%(前回56.3%)、講演会、シンポジウム、研修会36.2%(40.8%)、新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報27.9%(33.2%)、広報紙・パンフレット・ポスター26.2%(29.5%)、映画・ビデオを利用した啓発広報22.5%(26.2%)、高齢者・障がい者

- ・外国人等との交流会18.5%(16.2%)、自由な意見の交換ができる会合18.4%(17.2%)、高齢化や障がいの疑似(ぎじ)体験17.4%(16.3%)、インターネット・eメール(メールマガジン等)を利用した啓発広報17.0%(16.2%)、交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)13.1%(13.9%)、展示(資料、写真等)10.9%(11.9%)、ワークショップ(参加による少人数の討論会や参加体験型学習等)9.0%(8.1%)、その他3.0%(3.5%)、特にない3.6%(3.6%)、わからない9.2%(8.3%)、不明(無記入)6.6%(2.7%)となっています。テレビ・ラジオを利用した啓発広報、講演会・シンポジウム・研修会、新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報などが多くなっています。
- ・前回と比べると、テレビ・ラジオを利用した啓発広報51.4%(56.3%)、講演会・シンポジウム・研修会36.2%(40.8%)、新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報27.9%(33.2%)、広報紙・パンフレット・ポスター26.2%(29.5%)、映画・ビデオを利用した啓発広報22.5%(26.2%)などは少し減っていますが、高齢者・障がい者・外国人等との交流会18.5%(16.2%)、自由な意見の交換ができる会合18.4%(17.2%)、高齢化や障がいの疑似体験17.4%(16.3%)などアクティブラーニングは少しではありますが、増えています。
- ・不明を除き全国調査(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)と比較してみます。講演会、シンポジウム、研修会38.7%(全国31.7%)はやや多いですが、テレビ・ラジオを利用した啓発広報55.0%(全国70.3%)、新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報29.9%(全国41.8%)、インターネット・メールを利用した啓発広報18.2%(全国41.9%)などは少なくなっています。
- ・講演会・研修会、展示会は教員、公務員で多く、広報紙・パンフレット・ポスターは、公務員、契約・派遣社員、家事専業で多くなっています。テレビ・ラジオは公務員、臨時・パート・アルバイトで多く、映画・ビデオは教職員、公務員、企業の正社員で多くなっています。新聞・雑誌は専業主婦で多く、インターネット・メールは、公務員、企業の正社員、教職員、契約・派遣社員、学生で多くなっています。交通広告は契約・派遣社員、ワークショップは教職員、公務員で多くなっています。高齢化や障がいの疑似体験は、教職員、公務員で多く、高齢者・障がい者・外国人等との交流会は教職員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。意見交換会・会合は教職員で多くなっています。

(9) 日本国憲法

- ・「日本国憲法(昭和22年)」については、よく知っている12.6%(前回11.2%)、多少は知っている43.9%(48.6%)、あまり知らない26.5%(28.9%)、知らない9.4%(8.6%)、不明(無記入)7.6%(2.7%)となっています。
- ・前回調査と比べると、よく知っていると知らないが少し増えていますが、多少は知っているとあまり知らないが少し減っています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加していない人であまり知らない・知らないが多く、よく知っている・多少知っているが少なくなっています。3~4回参加した人でよく知っている・多少知っている、5~6回参加した人で多少知っている、10回以上参加した人でよく知っているが多くなっています。
- ・広報紙で人権関係の記事を読んだ人でよく知っている・多少知っているが多く、読んだことのない人であまり知らない・知らないが多く、広報紙を見たことがない人で知らないが多くなっています。
- ・高校で人権教育を受けた人でよく知っているが多く、少し学んだ人で多少知っている、学んでない人であまり知らないが多くなっています。
- ・小学校で人権教育を受けた人でよく知っている、少し学んだ人で多少知っている、学んでない人で知らないが多くなっています。
- ・人権課題の映画・テレビ・ラジオを視聴した人でよく知っている・多少知っている、視聴したことがない人であまり知らない・知らないが多くなっています。

(10) 世界人権宣言

- ・「世界人権宣言(昭和23年)」については、よく知っている3.8%(前回4.1%)、多少は知っている25.4%(27.1%)、あまり知らない42.2%(44.1%)、知らない19.3%(21.3%)、不明(無記入)9.4%(3.4%)となっています。
- ・前回調査と比べると、よく知っている、多少は知っているが少し減っています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加した回数が多いほど、よく知っている・多少知っているの割合が高くなっています。参加したことがない人では知らない・あまり知らないが多くなっています。
- ・小学校でかなり学んだ人でよく知っている、多少学んだ人で多少知っている、学んでいない人で知らないが多くなっています。
- ・高校でかなり学んだ人でよく知っている、多少学んだ人で多少知っている、学んでいない人で知らないが多くなっています。

っています。

- ・教職員でよく知っている・多少知っている、公務員で多少知っている、無職で知らないが多くなっています。
- ・人権課題の映画・テレビ・ラジオを視聴した人でよく知っている、多少知っているが多く、視聴したことのない人で知らないが多くなっています。

(11)人権教育啓発推進に関する法律

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年)」については、よく知っている2.5%(前回2.4%)、多少は知っている17.2%(15.4%)、あまり知らない42.9%(47.3%)、知らない28.1%(30.6%)、不明(無記入)9.4%(4.3%)となっています。
- ・前回調査と比べるとあまり知らないが減って、よく知っている、多少は知っているがわずかに増えています。
- ・人権課題の講演会・研修・学習会に参加していない人で知らないが多く、1~2回参加した人であまり知らない、3~4回、5~6回参加の人で多少知っている、10回以上参加した人でよく知っているが多くなっています。
- ・高校で人権教育をかなり学んだ人でよく知っている、少し学んだ人であまり知らない、全く学んでいない人で知らないが多くなっています。
- ・公務員でよく知っている・多少知っている、教職員で多少知っている、企業の正社員であまり知らない、無職で知らないが多くなっています。

人権に関する県民意識調査

ご協力をお願い

大分県行政の推進に対しまして、日頃からご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

大分県では、差別や偏見のない住みやすい社会を目指し、様々な施策を実施していますが、前回実施した意識調査から5年が経過し、人権に関する県民意識が変化していることも考えられることから、現状を把握するため、人権に関するアンケート調査を実施し、その結果をより効果的な施策につなげたいと考えています。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばせていただいた皆様にお届けしています。調査の内容は、皆様が日頃どのように考えていらっしゃるかをうかがう質問に○をつけてご回答いただく簡単なものです。また、回答は無記名で、お答えいただいた内容もそのまま公表することなく、合計して回答の割合を出すなど統計的に処理しますので、どうか率直なご意見・お考えをお聞かせください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、なにとぞご協力くださいますようお願い申し上げます。



平成30年6月

大分県知事 広瀬勝貞

記入上のお願い

1. 封筒のあて名のご本人がご回答ください。
(ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方等がご本人から聞き取って代筆してください。)
2. 使用する筆記用具は何でも結構ですが、同封のボールペンなど、黒色で濃くはっきりと記入できるものをご使用ください。
3. 回答は、この調査票の質問の下にある選択肢のうち、あてはまるものの番号に○をつけてください。
○をつける数は、それぞれの質問に従ってください。(「1つ」または「いくつでも」)
4. 選択肢の中で「その他(具体的に: _____)」とあるものを選んだ場合には、それぞれ下線が引かれた場所に具体的な内容を記入してください。記入欄が狭い場合は、線からはみだしても結構です。
5. もし間違えて記入したときは、はっきりと×印で消して、改めて正しい番号に○をつけてください。
6. 記入が終わりましたら、この調査票を三つ折または四つ折にし、返送用封筒に入れて封をし、切手を貼らずに6月30日までにお近くのポストまたは郵便局へお出してください。
7. この調査についてわからないことがありましたら、下記へお問合せください。

お問い合わせ先 おおいたけん せいかつかんきょうぶ じんけん・どうわたいさくか
大分県 生活環境部 人権・同和对策課

電話番号 097 (506) 3174・097 (506) 3172

はじめに統計・分析のため、あなたご自身のことについておたずねします

F1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男 2. 女 3. 男か女か答えることに抵抗を感じる

F2 あなたの年齢(平成30年4月1日現在の満年齢)を教えてください。(○は1つ)

1. 18～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70～79歳 8. 80歳以上

F3 あなたの職業を教えてください。(○は1つ)

1. 自営業(農業・林業・漁業・商工サービス業等)または、その家族従業員
2. 企業・団体の正社員・正規職員
3. 企業・団体の契約社員(職員)または派遣社員(職員)
4. 公務員(国、県、市町村の機関に勤務(教職員を除く))
5. 教職員
6. 臨時、パート、アルバイト(職種は問いません)
7. 家事専業(外で働いておらず、専ら家事に従事している方)
8. 無職(外で働いておらず、家事にも従事していない方)
9. 学生
10. その他(1～9のいずれにも該当しない方)

F4 あなたの居住地を教えてください。(○は1つ)

- | | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|-----------|
| 1. 大分市 | 2. 別府市 | 3. 中津市 | 4. 日田市 | 5. 佐伯市 | 6. 臼杵市 |
| 7. 津久見市 | 8. 竹田市 | 9. 豊後高田市 | 10. 杵築市 | 11. 宇佐市 | 12. 豊後大野市 |
| 13. 由布市 | 14. 国東市 | 15. 姫島村 | 16. 日出町 | 17. 九重町 | 18. 玖珠町 |

人権の尊重・人権への関心についておたずねします

問1-1 あなたは、今の日本で、人権は尊重されていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 尊重されていると思う | 2. どちらかといえば尊重されていると思う |
| 3. どちらかといえば尊重されていないと思う | 4. 尊重されていないと思う |
| 5. わからない | |

問1-2 あなたは、これまでに自分が差別されたり自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。(○は1つ)

1. ある 2. ない → 質問1-5へ

問1-3 (問1-2で「1」を選んだ方に) それは、どのような性質のものですか。(○はいくつでも)

1. あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用の毀損(きそん)、侮辱(ぶじょく)
3. 警察官等の公務員の不当な取扱い
4. 暴力、強迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫等により、本来しなくてもいいことを無理矢理させられたり権利の行使を妨害された)
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等または不利益な取扱いをされた)
7. 地域社会での嫌がらせ
8. 学校でのいじめ
9. 職場での嫌がらせ
10. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
11. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
12. プライバシーの侵害
13. セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
14. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)
15. 児童虐待
16. その他(具体的に: _____)
17. なんとなく差別されているような感じ
18. 答えたくない

問1-4 (引き続き、質問1-2で「1. ある」を選んだ方に)

そのとき、あなたはどうしましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---------------------|--------------|----------------|
| 1. 相手に抗議した | 2. 身近な人に相談した | 3. 相談機関に相談した |
| 4. 弁護士に相談した | 5. 警察に相談した | 6. 抗議も相談もしなかった |
| 7. その他(具体的に: _____) | | |

問1-5 あなたは、差別や人権侵害を受けた場合に相談できる機関(場所)があることを知っていますか。知っている機関(場所)があれば教えてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---------|----------------|---------------------|--------------|
| 1. 法務局 | 2. 人権擁護委員 | 3. 県庁や市町村役場の担当課 | 4. NPO等の民間団体 |
| 5. 警察署 | 6. 弁護士(又は弁護士会) | 7. その他(具体的に: _____) | |
| 8. 知らない | | | |

(◆ひとことメモー相談機関)

- ・法務局…人権相談に係る総合的な窓口として、差別、いじめ、嫌がらせ等さまざまな人権に関する問題の相談を受けています。
- ・人権擁護委員…地域において人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。県内では約200名の委員が活動しています。
- ・県、市町村役場…人権全般や女性、子どもなど各分野の関係部署が相談窓口を設置しています。
- ・NPO等の民間団体…女性、子どもなど各分野の専門のNPO等が相談を受けています。
- ・警察…普段の生活の安全に関する不安や悩みについての相談窓口を設置しています。
- ・弁護士(弁護士会)…人権救済申立てを受けて調査等をし、人権侵害の除去と改善に努めています。

問1-6 基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていますが、あなたは、人権に関心がありますか。(○は1つ)

1. 非常に関心がある
2. かなり関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない →質問2-1へ

(◆ひとことメモー基本的人権)

「基本的人権」には、思想・表現の自由などの「自由権」や生存権などの「社会権」、参政権などがあり、人が自分らしく幸せに生きてゆくために侵すことのできない権利です。

問1-7 (質問1-6で「1」～「3」を選んだ方に)

日本における人権課題について、あなたの関心があるのはどの課題ですか。(○はいくつでも)

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がい者
5. 同和問題(部落差別問題)
6. アイヌの人々
7. 中国帰国者
8. 在日韓国・朝鮮人
9. 外国人
10. HIV(エイズウイルス)感染者・エイズ患者
11. ハンセン病患者・回復者等
12. 刑を終えて出所した人
13. 犯罪被害者やその家族等
14. インターネットによる人権侵害(プライバシー侵害や誹謗・中傷など)
15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族等
16. ホームレス
17. 性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)
18. 性別違和(身体の性と心の性が一致しない者)
19. 人身取引(性的搾取(さくしゅ)、強制労働等を目的とした人身取引)
20. 東日本大震災に伴う人権問題
21. 上記のような条件が重なった人に対する重層的差別(例えば、女性であり、かつ、障がい者でもあることで受ける差別等)
22. その他(具体的に: _____)

女性の人権についておたずねします

問2-1	あなたは、男女平等が実現していると思いますか。(下の(1)～(3)ごとに、右の1～7のいずれか1つに○)	1 実男 と現女 思し平 うて等 いが	2 等ほ だぼ と男女 思女 う平	3 思不 う利 や 益女 だ性 だ性 とに	4 益女 だ性 とに 思不 う利	5 思不 う利 や 益女 だ性 だ性 とに	6 益男 だ性 とに 思不 う利	7 わ か ら な い
	(1)家庭の中では、	1	2	3	4	5	6	7
	(2)職場では、	1	2	3	4	5	6	7
	(3)地域生活(自治会活動など)では、	1	2	3	4	5	6	7

問2-2 あなたは、女性に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく差別的取扱いを受けること
2. 職場における差別待遇(採用、昇任、賃金などの男女差、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱等)を受けること
3. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)
4. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
5. 強姦性交等罪、強制わいせつ等の性犯罪や売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)
6. 女性のヌード写真等を掲載した雑誌、新聞やアダルト・ビデオ、ポルノ雑誌等、女性を性の対象ととらえた風潮
7. 女性の働く風俗営業
8. 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性だけに用いられる言葉が使われること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない
11. わからない

問2-3	結婚、家庭、出産、子育てについての考え方で、あなたのご意見に最も近いものはどれでしょうか。(下の(1)～(6)ごとに、右の1～5のいずれか1つに○)	1 賛 成	2 賛 成 と ど ち え ら ば か	3 反 対 と ど ち え ら ば か	4 反 対	5 い わ か ら な い
	(1)女性の幸福は結婚にある	1	2	3	4	5
	(2)結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
	(3)夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
	(4)女性は結婚したら、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活したほうがよい	1	2	3	4	5
	(5)結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
	(6)家事や育児についても夫婦で分担したほうがよい	1	2	3	4	5

高齢者の人権についておたずねします

問3-1	あなたは、高齢者の状況をどう感じていますか。(下の(1)～(2)について、右の1～5のいずれか1つに○)	1 大 と 切 思 に う さ れ て い	2 い ば ど る 大 ち と 切 ら か う さ と れ い て え	3 い ば ど な 大 ち い 切 ら か う さ と れ い て え	4 な 大 い 切 と に 思 さ う れ て い	5 な ど い ち ら と も い え
	(1)家庭では、	1	2	3	4	5
	(2)社会(地域生活など)では、	1	2	3	4	5

問3-2 あなたは、高齢者に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

1. 経済的な自立が難しいこと
2. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
3. 振り込め詐欺や悪徳商法の被害者が多いこと
4. 家庭内での看護や介護において、嫌がらせや虐待を受けること
5. 病院での看護や養護施設において、劣悪な扱いや虐待を受けること
6. 邪魔者扱いにされ、つまはじきにされること
7. 一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やそれらによる不便があること
8. アパート等への入居を拒否されること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない
11. わからない

子どもの人権についておたずねします

問4-1 あなたは、子どもの様子をどう感じていますか。 (下の(1)～(3)ごとに、右の1～5のいずれか1つに○)	1 い 幸 る せ よ に 過 う ご に 思 し う て	2 思 ば ど う 幸 せ ら な か よ と う い に え	3 よ ば ど う 幸 ち に せ ら か と 思 は い え	4 う 幸 に せ で は な い よ	5 わ か ら な い
(1)家庭では、	1	2	3	4	5
(2)学校では、	1	2	3	4	5
(3)地域(家庭や学校以外)では、	1	2	3	4	5

問4-2 あなたは、子どもに関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

1. いじめを受けること
2. 体罰を受けること
3. 虐待を受けること
4. いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする
5. 進学先や就職先の選択などの子ども本人の希望(意見)を大人が無視すること
6. 学力による評価が優先し、多様な能力が評価されないこと
7. 家庭の経済状況が理由で、子どもが自己実現できないこと(子どもの貧困)
(自己実現:自分の可能性を開いたり、能力を発揮したり、希望をかなえたりすること)
8. 児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象となること
9. 性的行為や暴力シーンを子どもに見せること
10. その他(具体的に: _____)
11. 特にない
12. わからない

障がい者(精神障がい者を含む)の人権についておたずねします

問5-1 あなたは、障がい者の人権は保障されていると思いますか。 (下の(1)～(2)ごとに、右の1～5のいずれか1つに○)	1 と 保 障 さ れ て い る	2 る ば ど う 保 障 さ か れ て い え	3 な ば ど う 保 障 さ か れ て い え	4 い 保 障 さ れ て い な	5 わ か ら な い
(1)法律や制度の上で、	1	2	3	4	5
(2)日常生活で、	1	2	3	4	5

問5-2 あなたは、障がい者に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いをされること(就職の機会がない、職場での合理的配慮に欠ける等)
3. 差別的な取扱・言動をされること
4. 悪徳商法の被害者が多いこと
5. アパート等への入居を拒否されること
6. 宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること
7. スポーツ・文化活動・地域活動に自由に参加できないこと
8. じろじろ見られたり避けられたりすること
9. 必要な社会的支援を受けられないこと
10. その他(具体的に: _____)
11. 特にない
12. わからない

(◆ひとことメモー障害者差別解消法)

平成28年4月に施行されたこの法律では、役所や事業所は、「障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由に差別すること」(不当な差別的取扱)が禁止されるとともに、「障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する(または対応に努める)こと」(合理的配慮の提供)が求められています。

同和問題(部落差別問題)についておたずねします

問6-1 あなたは、同和地区の人を見下したり、排除しようとする差別意識を持った人がいると思いますか。(○は1つ)

1. 差別意識を持っている人はもういなくなった →質問6-3へ
2. ほとんどの人が差別意識は持っていない →質問6-3へ
3. なかには差別意識を持っている人がいる
4. 差別意識を持っている人はまだ多い
5. わからない →質問6-3へ

問6-2 (質問6-1で「3」「4」を選んだ方に)

あなたは、差別意識は近い将来なくすことができると思いますか。(○は1つ)

1. 完全になくすことができる
2. かなりなくすことができる
3. なくすことは難しい

問6-3 あなたが同和問題(部落差別問題)を初めて知ったきっかけは何ですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 1. 家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた | 2. 親戚の人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 学校の友だちから聞いた | 6. 学校の授業で習った |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った | 8. インターネットで知った |
| 9. 同和問題の集会や研修会で知った | |
| 10. 県や市町村の広報紙やパンフレット等で知った | |
| 11. 同和問題は知っているがきっかけは覚えていない | |
| 12. その他(具体的に: _____) | |
| 13. 同和問題を知らない →質問6-5へ | |

問6-4 (質問6-3で「1」～「12」を選んだ方に)

あなたは、同和問題(部落差別問題)として、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(○はいくつでも)

1. 結婚問題で周囲に反対されること
2. 就職・職場で不利な扱いをされること
3. 差別的な言動をされること
4. 差別的な落書きをされること
5. 身元調査をされること
6. インターネットを利用して差別的な情報を掲載されること
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない
9. わからない

問6-5 あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。お子さんがいない方はいるものと仮定して考えてください。(○は1つ)

1. 同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない
2. できれば同和地区の人でない方がよいが、反対はしない
3. 反対するが、本人の意思が強ければやむをえない
4. 絶対に反対する
5. わからない

問6-6 あなたは、住宅を購入したり、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、その他の条件により、避けることがあると思いますか。
(下の(1)～(5)ごとに、右の1～5のいずれか1つに○)

	1 う 避 け る と 思	2 る い ど と え ち 思 ば ら う 避 か け と	3 な い ど え ち と ば ら 思 避 か う け と	4 思 避 う け な い と	5 わ か ら な い
(1)同和地区の区域内である	1	2	3	4	5
(2)小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3)近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4)近隣に外国籍住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5)近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	1	2	3	4	5

問6-7 あなたは、同和対策審議会答申をどの程度ご存じですか。(○は1つ)

1. よく知っている 2. 多少は知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

(◆ひとことメモー同和対策審議会答申)

国が同和問題(部落差別問題)の解決に向けて総合的に取り組むきっかけになったのは、同和問題が基本的人権にかかわり、その解決は国の責務であり、かつ国民的課題であることを述べた昭和40年のこの答申です。

問6-8 あなたは、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を知っていますか。(○は1つ)

1. よく知っている 2. 多少は知っている 3. あまり知らない 4. 知らない

(◆ひとことメモー部落差別解消推進法)

この法律は、現在もおお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであることを認識し、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として制定されたものです。

問6-9 現在もおお部落差別が存在するのは、なぜだと思いますか。(○はいくつでも)

1. 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
2. 落書きやインターネット上で差別意識を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
5. 地域社会や家庭において話題となるから
6. 同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
7. えせ同和行為(同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)などにより「同和問題は怖い。」と思うから
8. 部落差別はもはや存在しない
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない
11. わからない

問6-10 あなたは、同和問題(部落差別問題)を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。(○はいくつでも)

1. 人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき
2. 行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき
3. 特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき
4. インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき
5. えせ同和行為(同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)をする人を処罰すべき
6. 差別する人や差別を助長する人を処罰すべき
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない
9. わからない

その他の人権についておたずねします

問7-1 あなたは、日本に居住している外国人に関することで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(○はいくつでも)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 特定の民族に対するヘイトスピーチなど差別的な言動をされること
5. アパート等への入居を拒否されること
6. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
7. 風習や習慣等の違いが受け入れられないこと
8. じろじろ見られたり、避けられたりすること
9. その他(具体的に: _____)
10. 特にない
11. わからない

問7-2 あなたは、エイズ患者・HIV感染者やその家族に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 結婚問題で周囲の反対を受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 治療や入院を断られること
4. 無断でエイズ検査等をされること
5. 差別的な言動をされること
6. アパート等への入居を拒否されること
7. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
8. その他(具体的に: _____)
9. 特にない
10. わからない

問7-3 あなたは、ハンセン病患者・回復者やその家族に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 結婚問題で周囲の反対を受けること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. 治療や入院を断られること
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
6. 差別的な言動をされること
7. アパート等への入居を拒否されること
8. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
9. じろじろみられたり、避けられたりすること
10. その他(具体的に: _____)
11. 特にない
12. わからない

問7-4 あなたは、犯罪被害者やその家族等に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
2. 犯罪行為によって経済的負担を受けること
3. 事件について周囲でうわさ話をされること
4. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと
5. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
6. 刑事手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
7. 報道によってプライバシーに関する事が公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる
こと
8. その他(具体的に: _____)
9. 特にない
10. わからない

(◆ひとことメモー大分県犯罪被害者等支援条例)

犯罪被害に遭われた方々やその家族・遺族の方々(犯罪被害者等)は、直接的被害のみならず二次的被害により、精神的にも身体的にも経済的にもさまざまな苦しみを抱えています。こうした犯罪被害者等が置かれた状況への理解を深め、その気持ちに寄り添った支援を県民一体となって推進することを目的としたこの条例が、平成29年12月に制定されました。

問7-5 あなたは、インターネットによる人権侵害に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 他人を誹謗(ひぼう)・中傷する表現を掲載されること
2. 他人に差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
3. ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5. ネットポルノが存在していること
6. プライバシーに関する情報が掲載されること
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない
9. わからない

問7-6 あなたは、LGBTなど、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性別違和(身体の性と心の性が一致しない者)に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 差別的な言動をされること
3. 就職・職場で不利な扱いを受けること
4. アパート等の入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない
9. わからない

(◆ひとことメモーLGBT)

L(レズビアン…女性同性愛)、G(ゲイ…男性同性愛)、B(バイセクシュアル…両性愛)、T(トランスジェンダー…身体の性と心の性が一致しない)の4つの文字を並べた、性的少数者を表す言葉のひとつ。

問7-7 あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 差別的な言動をされること
3. アパート等の入居を拒否されること
4. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
5. 学校、幼稚園等への入学や入園を拒否されること
6. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待
7. その他(具体的に: _____)
8. 特にない
9. わからない

学校での学習や地域での啓発活動についておたずねします

問8-1 あなたは、人権の各課題(女性、高齢者、子ども、障がい者、同和問題(部落差別問題)、その他)について、学校で教育を受けましたか。(下の(1)~(4)ごとに、右の1~4のうち1つに〇)

	1 学 か ん な だ り	2 学 少 ん し だ は	3 で 全 い く な 学 い ん	4 に こ な 行 の い っ 学 て 校
(1)小学校	1	2	3	4
(2)中学校(旧制の高等小学校を含む)	1	2	3	4
(3)高校(旧制の中等学校・高等女学校を含む)	1	2	3	4
(4)大学(短大・高専を含む)	1	2	3	4

問8-2 県や市町村が出している広報紙に、人権の各課題についての記事が掲載されることがあります。あなたはどのような記事を読んだことがありますか。(〇は1つ)

1. 読んだことがある
2. 読んだことがない(または、そのような記事は見たことがない)
3. 県や市町村の広報紙を見たことがない

問8-3 あなたは、人権の各課題についての映画やビデオ、テレビ番組を見たり、ラジオ放送を聴いたりしたことがありますか。(〇は1つ)

1. ある
2. ない

問8-4 あなたは、これまでに人権の各課題についての講演会や研修・学習会等に何回くらい参加しましたか。(〇は1つ)

1. 1回もない
2. 1~2回
3. 3~4回
4. 5~6回
5. 7~9回
6. 10回以上

問8-5 あなたは、人権の大切さを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思いますか(または、あなたならどれが良いですか)。(○はいくつでも)

1. 講演会、シンポジウム、研修会
2. 展示会(資料、写真等)
3. 広報紙・パンフレット・ポスター
4. テレビ・ラジオを利用した啓発広報
5. 映画・ビデオを利用した啓発広報
6. 新聞・雑誌・週刊誌を利用した啓発広報
7. インターネット・Eメール(メールマガジン等)を利用した啓発広報
8. 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
9. ワークショップ(参加者による少人数の討論会や参加体験型学習等)
10. 高齢化や障がいの擬似(ぎじ)体験
11. 高齢者・障がい者・外国人等との交流会
12. 自由な意見の交換ができる会合
13. その他(具体的に: _____)
14. 特にない
15. わからない

人権の尊重・人権への関心についておたずねします

問9	あなたは、次にあげる憲法や法律をどの程度ご存じですか。 (下の(1)~(3)ごとに、右の1~4のうち1つに○)	1 い知よ るつく て	2 い知多 るっ少 ては	3 い知あ らま なり	4 い知ら な
	(1)「日本国憲法」(昭和22年)	1	2	3	4
	(2)「世界人権宣言」(昭和23年)	1	2	3	4
	(3)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)	1	2	3	4

(◆ひとことメモー人権関連法令等)

- ・「日本国憲法」は、基本的人権を保障し、個人としての尊重、法の下での平等などを定めています。
- ・「世界人権宣言」は、人権及び自由を尊重し確保する共通の基準として国連で採択されたものです。
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、人権尊重社会の実現へ寄与する努力を国民の責務と定めたものです。

問10 最後に、人権が守られる社会を作るため考えられていることや、ご意見・ご要望などありましたら、ご自由にお書きください。

おわり

最後までご協力くださり、ありがとうございました。
あなたの貴重なご意見は、今後の施策に活かしてまいります。

人権に関する県民意識調査報告書

平成31年3月 発行

編集・発行者 大分県生活環境部人権・同和対策課
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1
TEL (097) 506-3174

印刷所 パルプリンク
〒870-0933 大分市花津留1丁目5-8
TEL (097) 552-2101
